

西ドイツ社会扶助制度の基準引上げと日本の場合

麓 山 京

I

最近、生活保護制度は、壁につき当たっているということが、関係者のあいだでいわれている。そして、気の早い人たちは、生活保護制度の抜本改正を、明日にも行なうべきだというように揚言さえしている。

この壁は、まず、生活保護制度の実績から、きているようである。生活保護に関する統計が示しているように、被保護実人員は38年度の174万4639人をピークにして、毎年減少しており、世帯数でみても、42年度の66万1647世帯以後、まったく横ばいとなっている。生活保護制度でカバーできる生活困窮者の数が、少しも増加しないばかりか、むしろ減っている。しかも、その内訳をみると、働いている者のいない世帯が42年度57.5%、43年度60.7%、44年度63%、45年3月64.5%と比重が高くなり、医療扶助人員数が被保護実人員の38年度31.1%であったものが、44年度50.5%、45年3月50.6%と激増している。生活保護制度の中身は経済的な生活困窮者が減って、老人世帯、身障者世帯あるいは病人世帯の急激な増加となっている。この傾向がこのままで推移していくと、生活保護制度はこれらのいわゆるハンディキャップを負った困窮者の救恤制度となってしまうのである。その場合に、法に明記してあるように、生活困窮者に対して物と金を扶助して最低生活を保障しようとして発足した制度で、ハンディキャップを負った人びとへの救恤制度として十分に機能しうるのだろうかということが、問題となってくる。のみならず、生活困窮に対する経済的扶助を行なう生活保護法に対して、特殊措置を行なうために身体障害者福祉法や老人福祉法がおかれていることからみて、このような事態は、生活保護制度だけの問題ではないということでも

ある。

もう一つの壁は、政策面の壁である。日本の生活保護法は、戦後の社会保障の展開のなかでは、とにもかくにもリード・オフマンの役割を担ってきた。戦後、30年代に入るまでの日本の現実では、社会の底に一定の線を描いて、底なしの泥沼と化そうとする現実を、その底で支える、いいかえると社会に底をつけるということが、第一義に急務であった。その役割を担って生活保護法が制定され、社会保障の確立が提唱された。

社会保障とは、自力でやっていける者が金を出して、自力だけではやっていけない者が、目の前で底なし沼へ転落していくのを、喰い止めてやることを、焦点としていた。したがって、生活保護制度は社会保障の基底であり、中心軸であった。

ところが、30年代以降、医療の皆保険が終わり、老齢年金の皆保険が格好だけでも整ってくるに伴って、社会保障のイメージが、大きく転換してきた。自力でカバーするには過大な負担を伴うような万一の事故に対する社会的な保障という通念が、すっかり古くさくなって、医療保険は、住居や上下水道と同じように、日常生活の社会施設になってしまった。もはや、万一の過大負担の回避ではなくて、むしろ、日常の鼻風邪や疲労の治療を手軽くやってもらう医療制度と化してしまった。そして、生命にかかわるような万一の重大事は、別の貯金でというような通念さえ、一般化してきてしまった。医療や老齢生活は、社会的消費で担われるのだという通念が一般化してきた。社会保障は貧しい労働者だけの特権ではなくなってきた。そうになると、生活保護制度は、社会保障の中心軸ではなくなってしまうと、その特殊事例、いいかえれば被救恤層の保護制度に、格下げされてしまうことになった。そして、このような政策面での格下げが、実務面へもはねかえって、固い

壁を作るようになってきたと、このように考えてよいようである。

ところで、この二、三年、イギリス・アメリカ・西ドイツなどの各国で公的扶助制度の改正なり、手直しが行なわれ、また行なわれようとしている。それらが、日本の場合のような障壁を乗り越えるためのものであったか、どうかは別としても、改正の必要がそれぞれに起きたことは事実なのである。そこで、それが日本の場合を考えてみるための手がかりにならないかというのが、この小論への課題なのである。

II

イギリスは周知のように、1966年法で国家扶助制度を補助年金および補助給付制度と改めてしまった。その改正の主要点は、基準を年金受給年齢以上の高齢者に対する補助年金と、それより低い補助手当の二本建てとした点と、貯蓄などの資産の保有額の限度をとり払ってしまった点にある。

したがって、かりに貯蓄ゼロの階層の人、貯蓄1,000ポンドの階層の人、その収入が基準額以下であれば、補助手当が受けられることになった。この改正の主要な背景は、年金受給年齢以上の老人で、年金のない者や年金の著しく低い者がいて救済を必要とするのに、国家扶助法ではその救済がうまくいかないという点にあった。改正法案の提出理由の説明では、三点をあげて、つぎのようにいっている。「まず第一に、社会保障の新しい行政機構を設け、拠出給付と無拠出給付の統合的な運営を図ることによって、現在のような両給付間に介在する差別をなくし、当然うけられるべき保護をうけない一部の人のびとを救済する責任をもたせることである。第二に、無拠出給付を権利として受給させるための新しい明確なルールを定め、老人に対する所得保障の一形式たらしめる。第三に、老人その他長期にわたる保護を必要とする者に対し、その特別なニーズについてこまごまとした調査（往々にして響きを買っている）を廃止し、給付水準の改善を図ることである。

この改正の要点と資産保有限度をとり払ったこととは、表裏一体となって、従来の国家扶助制度

が要保護層という社会の底辺に対する扶助制度であったものを改めて、拠出給付に接続した無拠出給付としたのであった。資産2,000ポンドの従来の家室をもった老人も、無拠出給付を受けられることにしたのであった。いいかえると、要保護層という特定層だけでなく、もっと上の社会層で、稼働収入のない者、たとえば老人をも対象にすることができるようにしたのであった。社会保険と国家扶助という二本建てを改めて、社会保険とその補助制として、前者への癒着を計ったといえるのであった。

他方で、ヨーロッパ大陸の中心部の西ドイツでは、1969年ごろから保護基準を大幅に上昇させ、さらに1962年から据置きになっていた貯蓄の保有限度を1970年になって約50%引き上げるという手直しを行なった。いわば、社会扶助法の建て前をそのままに貫いて、保護基準の引上げによって、社会の最低線を上昇させていくという正攻法をとったのであった。

イギリスと西ドイツのやり方は、一見するとあまり大きくは異なっていないように見える。けれども西ドイツの場合、公的扶助制度と社会保険制度の二本建てで、社会保障を整えていこうという当初からの考え方が、堅く守られている。

そこで、日本の場合、前述したような二つの壁を乗り越えていくためには、結局、イギリス流に、社会保険に癒着した無拠出給付の方向をとっていくか（ということは福祉年金化していく方向ということになるか）、あくまで保護基準の上昇を図って、社会の底辺を押し上げていくという西ドイツ流でいくかの二路しかないように思われる。そこで、これらの二つの先進国の事情を、やや詳しく考えてみることに、むだな書生流でもないように思えるのである。

III

公的扶助制度に対して、イギリスと西ドイツのあいだに、このような差異の生じてきたことには、二つの背景があったと考えることができる。一つは高齢退職年金との関係である。イギリスでは高齢退職年金受給者で、公的扶助を併給されている

者が、はなはだ多い。いいかえると、公的扶助受給者と年金受給者の下層とが、オーバー・ラップしていた。そこで扶助基準をさらに上昇させれば、年金制の相当部分が無意味になってしまう。年金掛金を賃金のなかから拠出するよりは、拠出しないで、扶助を受けた方がよいという結果になってしまう。イギリスの場合には、老齢年金制が公的扶助の発展にとって、壁となったのではないのか。

第二は、パート・タイマーや不安定就労者が、日本の場合と同じように、保護水準の近くにたくさんいる。江口英一教授の研究では¹⁾、扶助基準は夫婦と子供二人の場合には、1960年時に120シリングで、それはフルタイムの女子賃金分布の最頻度点に近くなり、男子の賃金分布の末端になる。したがって、男子のフルタイムの労働者の場合には、保護水準とは重なり合わないが、女子では一部が重なり合ってくる。また、エベルスミス教授は、低所得水準を一応、扶助水準の1.4倍と仮定して、そのなかに入る人口数が1954年時400万人、1960年時750万人と推計して、その激増を指摘している。

したがって、もし、扶助基準を上昇させればさらにいっそう多くのパート・タイマーが働くのをやめて公的扶助を受けるようになり、規則的労働者の賃金水準を上回るようなことになっては、労働意欲の阻害がはなはだしくなる。それはウェッジ・ストップ制といった姑息な手段では、どうしようもなくなるという事情があったのではないのか。

この二つの背景は、日本の場合にたいへんよく似ているのである。いずれも、常用の規則的労働者の賃金水準が、十分に高くないということが、根本の原因になっている。したがって、そこから高い率で年金掛金の拠出を求めて、年金の充実を図ることが困難であり、他方でパート・タイマーの賃金水準ともあまり大きくはひらいていない。だから、保護の基準を引き上げると、老齢年金の下層がすべて扶助になってしまい、低所得層の大部分が扶助者になってしまう。したがって、引上げは簡単ではなかったと推測できる。

しかし、国家扶助法では救済できない生活困窮者が、とくに老人のなかに多数いた。江口教授が分析指摘されているように、1960年時に貧困世帯の約2割が、明白に国家扶助水準以下であるのに、国家扶助を受けていない。そして、その状況は、(1)所得の不平等化によって低生活水準における格差が大きくなっているにもかかわらず、(2)ビバリッジ・プランでセットされた社会保障体系が、これに対応しなくなり、(3)所得と資産との関係がアンバランスになってきているのに、公的扶助制度では、資産ゼロでも所得が基準を上回れば、はじき出され、所得ゼロでも資産が保有限度をこえれば、救済できないという結果なのである。そして、そのようなアンバランスは、老人のなかに多数いた。その現実を放置できなくて、1966年の法改正となったといつてよいのである。

西ドイツの場合には、この二つの点で、余裕があったと考えてよい。第一に、老齢年金と扶助の併給者が少なく、基準を引き上げても問題が起らなかった。第二に基準に近い所得水準の低所得層が、少なくなかった。西ドイツ連邦政府の統計では、1960年から65年の5年間に、基準が100から158に上昇したにもかかわらず、受給者は100から66に下がっている。要保護者層が、この5年間に半分以上に減っている。この5年間に物価と賃金に変動がなくて、低所得層の構造にも変化がなかったと仮定すれば、基準が100から158に上がれば、その引上げ分だけ受給者が増加してよいはずである。そこでかりに、5年間の消費者物価の上昇分を差し引いて、基準の実質上昇を100から130にすれば、低所得層に変化がない限り、受給者は100から130に増加してよいはずであ

表1 西ドイツの社会扶助受給者

	受 給 者 数		基準の指数（世帯主）
年	千人指数		
1950	1628		
1955	1283		
1960	1108	100	100
1961	1055		
1962	1039		
1963	799		
1964	770		
1965	731	66	158

1) 籠山・江口・田中『公的扶助制度比較研究』1968.

る。ところが、逆に 66 に下がっているのだから、低所得層が変化して、その所得が上昇していたと考えざるを得ない。したがって、基準をもっと引き上げておく必要もあったのである。

このようにみると、イギリスの場合の方が、日本を考えていくのには、背景が似かよっているといえるのである。

ところが、よく考えてみると、次の点が異なるのである。第一は、イギリスの場合のように、最低賃金制が実質的に確立していない。イギリスの場合には、法の上でも実質の上でも、はっきりと確立していて、そこに社会の底がつけられている。江口教授が報告されているように、賃金水準と公的扶助基準の関係を、金額の分布でみると、製造業男子、石炭業坑外坑内夫、ドック労働者の賃金分布には、最低賃金制がはっきりとはたらいでいて、賃金分布の末端と、扶助基準とのあいだには、はっきりと格差ができています。いいかえると、社会の底は最低賃金制によって保たれている。そして国家扶助制の受給者は、その働いている者の社会から落ちてきた人であった。それならば、むしろ社会保険と癒着させて、その脱落をカバーする方が効果的だという考え方も生じてよいわけである。

ところが、わが国の場合には、最低賃金制が実質的には社会の底になっていない。働く者の生活の最低保障とはなっていない。したがって、どこかに底をつけておかねばならないはずなのである。いいかえれば、生活保護基準に、その役割を担わせておく必要性が、なお存在している。

さらに、第二に次の点で異なっている。イギリスの場合には、エベルスミス教授の推計では扶助基準以下の低所得者数が 1953—54 年時で 35.4 万、1960 年時に 104.8 万、したがって 100 対 298 で、約 3 倍になっている。このあいだの基準は、夫婦で週 59 シリングから 85 シリングに、いいかえると 100 対 144 に上がっているが、これを修正しても、低所得者数は 2 倍になっている。

ところが、日本の場合はやや状況が異なっている。厚生省の厚生行政基礎調査によれば、被保護世帯の平均消費水準を規準として、それ以下の消

表 2

年	世 帯 数
1954	2036
1955	2042
1956	2062
1957	1923
1958	1688
1959	1603
1960	1579
1961	1306
1962	1333
1963	1482
1964	1387

費水準の世帯数は、つぎのように推計されている。

1954 年 100 に対して 1960 年では 78 に下がっている。しかも、このあいだに保護基準は 100 対 120 に上がっているの、このことを考えると、低消費水準世帯数は、全体として少なくなっている。この状況だけを抜き出して考えれば、むしろ、西ドイツに似ているのである。

したがって、日本の場合はつぎのようにいえることができるだろう。

(1) 保護基準を上昇させた場合に、老齢年金制上のオーバー・ラップがひどくなって、その低額部分や福祉年金の意味が失われてしまうという点では、イギリスに似ている。

(2) しかし、一般の賃金水準が確実に上昇してきたことに伴って低所得層の所得水準が上昇してきて、保護基準なり、被保護世帯の平均消費水準を規準として、切ってみると、それ以下の数が減ってきているという状況は西ドイツに似ている。いいかえると、保護基準が低所得層の所得上昇に置き去られているところは西ドイツに似ている。

したがって、第一の点を重くみて、イギリスのように、老齢年金制の補助制度となっていくか、第二の点を重くみて、西ドイツのように保護基準を引き上げていくか、岐路に立ち迷わざるを得ない。けれども、日本の老齢年金制の現実を考えると、第一の点を重くみてよいかどうか。さらに最低賃金制が実質的には存在していないことを考えると、第二の点を重視せざるを得ないというのが、やはり常識的だし、正当のようでもある。

そこで、西ドイツにおける保護基準の引上げの

実際について、若干の資料を紹介しておきたい。

IV

西ドイツの社会扶助法では、保護基準は連邦政府がきめるのではなくて、各ラントの社会労働省が決定する。といっても、各ラントの決定するのは基準額の勧告案であって、これを受けた市 (Stadt) と町村 (Gemeinde) が、議会の議決を経て決定施行する。ただ、その実績はほとんど勧告案の最高額で決定されているので、実質的にはラントの政府で決められるといつてよい。

1966年6月1日のノルドライン・ウエストファーレン・ラントの扶助基準は最高137DM、最低132DMの勧告であったが、94の市町村のなかで、135DMが2カ所、134DMが1カ所、132DMが1カ所あったが、他の90カ所はいちように137DMであった。このように、ラント政府の勧告案の最高額にほとんどが決定するので、実質的にはラントで決められるといつてよいと思う。

ラントの政府で決められる基準には(1)Regelsatz für die Hilfe zum Lebensunterhalt (2) Einkommens-Grenz für die Hilfe in besondern Lebenslagen の二つがあつて²⁾、日本の生活扶助に相当するのは、前者である。後者は日本の制度で、教育扶助・住宅扶助・医療扶助・出産扶助・生業扶助・葬祭扶助・その他の特別扶助といわれるものに相当しているのだが、日本の場合には基準は生活扶助と同じなのだが、西ドイツでは(1)と(2)は基準の高さが異なっている。まず、(1)を紹介したい。

ラントのあいだには、その経済や風土・慣習に地域差があるので、基準額にももちろん差異がある。1966年から1967年の各ラントの基準額を表示すると³⁾、つぎのようで、最高額は137マルクから最低額124マルクで約10%の格差がある。そのなかでも、Stuttgartの137、Nordrhein-Westfalenの最高額137 (Bonn, Keln, Düsseldorfなど) がリードをとっている。いずれも、西ドイツの重要都市である。ベルリンはもっとも高いが、こ

は東ドイツの難民救済という実際問題と対東ドイツ政策という政治問題があつて、むしろ特殊例で

表3 西ドイツ各地の扶助基準

Land	世帯主 単身 (100)	6歳 以下 45~50	7~13 70~75	14~17 85~90	18歳 以上 75~80
Baden-Württemberg (1967.1)					
Stuttgart	137	68	102	121	109
übrige Gemeinden	128	62	93	112	100
Bayern (1967.6)					
Mindestregelsatz	124	56	87	106	93
Berlin (1966.10)	138	65	97	118	110
Bremen (1967.1)	135	62	92	114	104
Hamburg (1967.3)	135	66	96	117	102
Hessen (1966.6)	130	65	98	117	104
Niedersachsen (1966.8)					
Hannover	130	62	93	113	103
übrige Gemeinden	126	60	91	111	100
Nordrhein-Westfalen (1966.6)					
Mindestregelsatz	132	45~50	70~75	85~90	75~80
Höchstregelsatz	137				
Rheinland-Platz (1966.3)					
Mindestregelsatz	117	58	82	100	93
Höchstregelsatz	125	62	88	107	100
Saarland (1966.6)	126	60	91	110	98
Schleswig-Holstein (1967.1)	126	60	90	107	97

(注) 年齢別の比率は連邦の施行規則で定められている。

表4 西ドイツ扶助基準の年次推移

年	単身者 DM指数	世帯主 DM指数	世帯員 18歳以上 DM指数	世帯員 (17~14) DM指数	世帯員 (13~7) DM指数	世帯員 6歳以下 DM指数
1957	70 100	63 100	51 100		45 100	35 100
1958	75 107	68 108	57 112		51 113	38 109
1959	77 110	69 110	57 112		52 116	38 109
1960	84 120	75 119	63 124		56 124	41 117
1961	93 133	78 124	65 128		58 129	43 123
1962	107 153	107 170	83 163	93 182	77 171	51 146
1963	107 153	107 170	83 163	93 182	77 171	51 146
1964	114 163	114 181	88 173	98 182	81 180	54 154
1965	118 169	118 187	91 178	100 196	84 187	56 160

(注) コノ表ノ額ニ家賃実費ト老齡加算30% (1965.9月マデハ20%) ヲ加エル。

表5 Nordrhein-Westfalen: Regelsatz

	最 低	最 高
1.12 1962~31.12 1964	108DM	116DM
1. 1 1965~30. 9 1965	114	120
1.10 1965~31. 5 1966	123	128
1. 1 1966~31. 5 1969	132	137
1. 6 1969~31. 5 1970	不明	142
1. 6 1970~	不明	160

2) R. R. Werner "Das Bundes Sozial Hilfe Gesetz" Der Wegweiser, 8, 1964.

3) der Bundesminister A. S. "Übersicht über die Soziale Sicherung in Deutschland" 1967.

表 6 München: Regelsatz

	61. 1968	61. 1969	61. 1970
1. 世帯主, 単身者	136DM	142	156
2. 世帯員 6歳以下	68	71	78
3. " 7~13	96	100	110
4. " 14~17	116	121	133
5. " 18歳以上	102	107	117

ある。このリードをとっている地域の基準引上げが、結局、他のラントの基準引上げをも、引きずっている状態なのである。1957年以降の基準引上げは、次表のようになっていて、1965年までに単身者で69%、夫婦者で87%、14歳~18歳の少年では96%の引上げとなっている。ところが、後にのべるように、69年、70年とさらに大きく引き上げられた。ミュンヘンと、ノルドライン・ウエスト・ファーレンの資料を入手したので、引用しておくが、ノルドライン・ウエスト・ファーレン・ラントの場合には1966年137が、1970年6月1日から160に上がっているので、指数は117となっている。日本では最近、物価上昇に迫われて毎年次15前後上昇しているの、その感覚からみると、むしろ小幅の上昇のように見えるかもしれないが、それは出発点が高いのだから、実質的には非常な上昇であった。

西ドイツの基準はまえにも紹介したが、マーケット・バスケット表を組んで、これに小売価格を乗じて、最低生活費を算出し、この額に約10%前後の余裕分をつけて基準額を算出している⁴⁾。

ノルドライン・ウエスト・ファーレンでは、このマーケット・バスケット表を1959年に作ってそのまま使用していたのを、1970年で改正したというのである。したがって、ノルドライン・ウエスト・ファーレンの基準は1959年から1970年5月31日までは、同一のマーケット・バスケットに小売価格の変動だけを加えていたのだから、単純な物価スライドで、実質的には上昇はなかったわけである。これを1970年に入って、新たにマーケット・バスケットを改正して、実質的な上昇を図ったのであった。したがって、上昇率の大小というよりは、むしろ、1959年以来、はじめ

て画期的上昇が、しかもマーケット・バスケットを組み直すという本格的作業を経て、最低生活費を算定して行なわれたことにある。論文末に、マーケット・バスケット表を比較して引用しておきたい。

ところで、西ドイツの基準はわが国と違って、世帯主(男女)一人について定められる。したがって、マーケット・バスケット表も世帯主男と世帯主女について算定され、その大きい方の金額に、若干のアローワンスを加えて世帯主扶助基準が決定される。

世帯員は、年齢によって世帯主の何割ということが、連邦社会扶助法で定められている。現在は1962年の行政規則で、(1)年齢6歳以下は45~50%、(2)年齢7~13歳が70~75%、(3)年齢14~17歳が85~90%、(4)年齢18歳以上は75~80%、(5)単身者は世帯主と同額と定められている。それぞれ5%の幅があるが、そのあいだで決定するのは市町村長である。したがって、夫婦に子供2人の基準は、世帯主と年齢別世帯員の基準の合計になる。

これに家賃の実費が追加される。行政規則には、あまりにも高額なものは制限しないことが明記されているが、実際には制約はまったくない。

さらに、増加需要の加算というのが行なわれる。これは法によって次の10項目が指定されている。

- (1) 65歳以上の高齢者の加算、本人の基準の30%。
- (2) 傷害者は連邦援護法による基本年金額相当分。
- (3) 稼働能力が低減した災害年金権利者については、その年金額相当分。
- (4) ナチによる迫害者への加算。
- (5) 盲人で看護加給のないもの。
- (6) その他、稼働能力の著しく限られた者への加給。
- (7) 14歳以下の子供2~3人を養うか婦(夫も同様)に対しては、20%の加算、子供が4人以上になると40%加算。
- (8) 未成年者で戦争のために職業教育を受けられなかった者への加算。

4) 竜山・江口・田中『公的扶助制度比較研究』1968。

(9) 著しい低所得者、とくに婦人で職業をもつが、家族の世話のために十分に働けないような場合の加算は 40DM, 場合によって 50DM。

(10) 低所得者で(9)の場合よりは努力度の低い者は 30DM。

(a)世帯員の年齢別割合, (b)家賃実費, (c)追加加算は, 1962 年以後 1969 年～70 年までは, 改正されてはいない。

ただし, 実際の運営では, 社会福祉担当者が最高の 50DM まで認める場合が多いようである。

実例 A と B について, 総需要を計算してみると, つぎのようになる。

表 7

実例 A			
夫	40歳		160DM
妻	30歳		128DM
第一子	10歳		120DM
第二子	5歳		80DM
計			488DM
家賃実費			150DM
総 計			638DM
実例 B			
夫	65歳		160DM
妻	55歳	慢性病弱	128DM
老齢加算			48DM
特別加算 (6)			50DM
計			386DM
家賃実費			100DM
総 計			486DM

表 8 保護を受ける時の現金保有限度

	1962～1970.6	1970.7.8→
世 帯 主	1,000DM	1,500DM
妻	世帯主の 1/2	世帯主の 1/2
子供 1 人につき	200DM	300DM

さらに, この基準引上げと同時に, 保護申請時の手持現金の保有限度が 50%, 引き上げられることになったのである。現金保有限度は 1962 年以来, 次表のようであったものを, 1970 年 7 月 8 日の通達で改正した。

基準の実質的改訂と平行して, 現金の保有限度の引上げが行なわれていることに, とくに注目したい。これによって, 実質的に最低の保障水準が引き上げられたことになる。

続いて, (2)の基準が引き上げられた。

(2)の特別扶助は, その基準の高さからみて三段階になっていた。

(a) 第一段階は, 一般的収入制限といわれていて, これは 1. 生活の基礎と安定のための扶助, 2. 教育扶助, 3. 疾病予防扶助, 4. 疾病扶助, 5. 老齢扶助の場合に適用される収入制限である。その額はつぎの合計額である。

a. 世帯主の扶助基準額の 2 倍。

b. 家賃地代などの実費。

c. 同居の配偶者とその他の被扶養者 1 人当り額。

前述のように, 扶助基準額が 160DM となったので, a. は 320DM, b. はかりに実費 150DM とし, c. はこれまで 80DM であったが 110DM となったので, 妻と子供 2 人ならば 330DM, 合計 800DM。

(b) 第二段階は, 1. 妊産婦扶助, 2. 養育扶助, 3. 家事を継続するための扶助, 4. 障害者で第三段階が適用されぬもの, 5. 結核で第三段階の適用のないもの, に対する収入限界で, 第一段階の収入限界とほとんど同じで, c. の妻子供の額が高かった。ところがこの収入限界は今次の改正 (1969 年 9 月 18 日) で廃止になり, すべて第一段階で行なうようになった。

(c) 第三段階は特別収入限界とよばれていて, 1. 障害者の扶助が法令による施設その他の機関で行なわれている場合, 2. 障害者の通院治療, 3. 障害者の義手義足その他の補助具の作成, 4. 結核患者の医療, 回復者のリハビリテーションに対するもので, その収入限界は, a. 600DM, b. 家賃実費, c. 妻子供等各 1 人につき 110DM と改正された。

また, 盲人扶助では, a. 1,000DM, b. 実費, c. 妻子供の額は妻が盲人であれば, 250DM となっている。

さらに, これらの特別扶助申請の際の手持現金の限度は 1962 年 8 月 4 日以来 2,000DM, 妻は世帯主の半額, 子供 1 人当り 300DM であり, 盲人は世帯主 4,000DM であったが, これを 1970 年 7 月 8 日に 3,000DM と 6,000DM に引き上げる改正が行なわれた。

ここで、若干の注釈が必要なのは、この収入限界の意味である。実例で述べてみると分かりやすいと思うのだが、たとえば、子供を精薄施設に入れる場合に、第一段階の収入限界で、世帯主 320 DM, 家賃 150 DM, 妻と子供 2 人 330 DM で、限界は 800 DM と計算され、この世帯の収入が 1,000 DM であったとすると、差引 200 DM が超過分になり、その 50% 100 DM が、精薄施設に入れるための自己負担分とされる。そしてこの場合、この家族の手持現金は世帯主分 3,000 DM, 妻 1,500 DM, 子供 2 人 600 DM で合計 5,100 DM までは、収入認定をしないのである。

また、身障者、結核などの場合には、特別限界で、世帯主は 600 DM なので、4 人家族で合計 1,080 DM になり、1,000 DM の収入の世帯では自己負担はなしになる。しかもその場合、手持現金は 5,100 DM まで認定されないのである。

この Hilfe in besonderen Lebenslage に当るものは、わが国にはないといってよいだろう。たとえば、老人ホームは有料・軽費・無料と施設によって分けられていて、無料は施設も内容もおそまつで、有料は上等であるのが、日本の現実である。ところが西ドイツでは、老人ホームは一種類で、そこに入るのに、右の収入限界以下の収入の人は無料だし、以上の人は、超過分によって負担額が累進する仕組みになっている。いわば社会福祉施設のなかで、所得再分配が行なわれている。その一種類の老人ホームが日本の有料ホームより良いという人もあり、そうでないという人もあるのだが、日本の老人ホームが救貧施設で、西ドイツのそれが社会保障施設であることだけは事実である。

このように、日本には、そのような制度も、またそのような考え方もないので、比較が困難だが、西ドイツの場合には、生活扶助制度とならんで重要な公的扶助制度なのである。しかも、生活扶助制度の水準より一段高くなる。なお、この特別扶助の特別収入限界（第三段階）は西ドイツ各地で統一されている。いわば、それは社会扶助の最高限界となっている。

それらの関係をまとめて表示してみると、つぎのようになる。

表 9 夫妻子供 2 人 (10 歳, 5 歳) の場合 (家賃実費 150 DM とする)

	夫	妻	18歳以上 (75%~80%)	14~17 (85%~90%)	7~13 (70%~75%)	6歳以下 (40%~50%)	合計
生活扶助	DM 160	DM 128			120	80	638
特別扶助							
一般収入限界	320	110			110	110	700
特別限界	600	110			110	110	1,080

手持現金の限度

	夫	妻 1/2	子 (各 1 人 300)			
生活扶助	DM 1,500	DM 750		300	300	2,850
特別扶助						
一般限界	3,000	1,500		300	300	5,100
特別限界		妻正常				
盲人扶助	6,000	1,500		300	300	8,100
"	6,000	妻盲人 2,250		300	300	8,850

V

1969 年から 1970 年へかけて行なわれた基準の引上げは、1962 年以來の画期的改正であった。この改正には、二つの注目すべき点がある。

その第一は、改正がマーケット・バスケット表を組み直すという最低生活費算定をとって、行なわれたということである。最低生活費の算定には、マーケット・バスケットを組んでいく方式とエンゲル方式の二系統があることは、あらためていうまでもないことであり、この二つの方式には理論的には差異はあるけれども、その条件を厳しくつめていくと、ほとんど近似した額となってくるともたびたび、検証されている。しかし、前者が栄養学や衛生学に根拠をおいて、あるべき最低を算出しようとしたものであり、後者が生活の構造や様式から、実在する最低を見出そうとしていることは明らかである。筆者は先年、デュッセルドルフの社会労働省のコール氏に日本の生活保護基準の算定には、エンゲル方式がとられていることを伝えたところ、両者のいずれが社会扶助法に合致するかは研究課題だと話していた。1970 年の改訂で、やはりマーケット・バスケット方式を採用したのは、その検討の結果であつたろうと思うのだが、「あるべき最低」を扶助基準として堅持したところに、西ドイツの公的扶助の精神が出ているといっ

てよい。社会が責任をもつべき最低は、「人たるに値する健康で文化的な生活」であることを明示している。しかも、それが国の繁栄や、生活物資の拡充・生活慣習の変化などによって、変わっていくものであることを示した。イギリスのように、「国家の繁栄の分け前を与える」と声明だけして、実際は消費者物価の上昇にわずかなプラスをしたに止まったり、日本のように、格差縮小という便法でまに合わせたのに対して、さすがにドイツ人らしく理論的でしっかりしている。この点を、まず、学んでおく必要がある。

第二には、前述してきたように基準の引上げと、現金保有限度の引き上げとが、平行して行なわれている点である。

西ドイツの社会扶助法でも、日本の生活保護法と同じように、資産を活用すべきことが、きめられている。「要保護者は扶助を受けるまえに、金銭的価値ある資産を活用せねばならない」のを原則として、逆に活用しないで、そのまま保有していて差し支えない除外例を项目的に上げている。いいかえるとそこで除外されていない資産は、売却その他活用せねばならないことに定められている。ところが除外の項目をみると、住居・家庭備品・職業または生業に必要な物品・家宝や相続品でその売却が精神的打撃となるもの、精神的または学問芸術の欲求を満たすに必要なもの、小額の手持の現金とそれに相当の物品などとなっている。そして、保有をみとめる現金の限度額が示されている。今次改訂で引き上げられたのは、その限度額であった。

日本の生活保護法でも同じように定められていて、除外して差し支えない物品は、実施要領で列記されていて、それも西ドイツの場合とあまり変わらない。具体的な実施の状況では、地域の実情を考慮するので、東京都内あたりでは、家財道具を売却させるというようなことは、まずなくなっている。西ドイツの実施の状況を、ミュヘンの Sozialamt、ケルンの Sozialamt などに聞いてみたところでは、家具資産はいっさい、そのまま、ただ家賃地代・有価証券利子のような定期的な財産収入が、認定されるだけで、それらを売却

させるようなことは、まったくないし、広い邸の一部を借すような指導もしていない。

したがって実質的に差のあるのは、西ドイツでは手持現金の保有をみとめているという点である。そしてその限度額を今次の改訂で 50%、引き上げたという点である。ところがそれは、西ドイツが実施についてゆるやかで、日本がきびしいというような差異ではない。実は、それが基本的な差異となっていることを指摘したい。それは、こういうことなのである。

われわれの生活は、住居・家具などに若干の手持現金と手持物品があって、そこへ毎月収入があり支出をして、営まれている。最近の用語法によれば、前者がストックで、後者がフローである。このストックとフローとは、不可分で、生活水準はフローの高さだけでいうべきではなくて、フローとストックの組み合わせで測られるべきものである。ただ、それをどのような方法で組み合わせ計算をすべきか、その方法が見つからないのである。

日本では——それは西ドイツも同じ事情にあったはずである——戦争で庶民は根こそぎ生活のストックを失ってしまった。したがって戦後の生活は毎月の収入支出の高さだけで、いいかえればフローの大きさだけで測っても良かったのであった。ところが、その後すでに 20 年たってみると、生活の中にストックがいつのまにか溜ってきていて、それがフローの大きさとほぼ比例してきている。総理府統計局の消費実体調査で所得階層別に耐久消費財手持量が調査されているが、それはとくに比例している。貯蓄や有価証券・住居・土地などになると、やや比例関係がゆがむけれど、大きく分ければ、やはりフローの大きいほど大きい。

そこで、西ドイツの場合に、仮定のことであるが、もしフローの大きさが 500 DM の階層では現金保有が 2,000 DM、600 DM では 2,800 DM になっていたとして、前述のように 4 人世帯の扶助基準を 638 DM に上昇させて、現金保有限度はこれまでのように 2,100 DM に据え置くと、扶助を受ける人びとは所得階層 600 DM の人では、現金保有が限度より 700 DM 大きいから扶助が受けられ

ず、それを使っていかねばならない。そして結局、もう一段低い階層、いいかえれば所得階層 500 DM の水準に下がってはじめて扶助を受けることになってくる。したがって扶助基準は上げられても、扶助でくい止められる社会の底は 500 DM の階層の高さにおかれることになる。

日本の場合、保護基準は上がっているが、手持現金の保有を認めていない。筆者らの調査では、本誌にもすでに報告したように、低所得層といわれるものが、上・中・下の3層に分化してきていることが明らかとなってきた。上層は常用的日雇や中小工場労働者の層で、中層は一般日雇層で、下層は雑日雇・内職あるいは無業層である。収入水準も格差があり、家庭内耐用財の量にも差があり、貯蓄などの保有高にも格差が生じてきている。保護基準は近年、大幅に引き上げられて、ほぼ中層の中間程度の高さになっている。ところが貯蓄その他現金の手持をみとめないで、結局、申請は若干の貯蓄を使い果たして、下層の、いいかえれば無業状態におちて初めて行なわれる。したがって、申請して扶助を受けると、その生活水準はかえって上昇する。上・中層の人はとが下層の無業状態におちるのは、傷病が長くなって働けなくなったり、老齢になったり、身障者となった場合なのである。健康なら、人手不足の現在、とても下層へはおちない。いわば、申請直前には保護基準よりもっと低いところまで落ちて、あらためて救い上げられるという状態になっている。だから、保護基準の高さが社会の底になっていない。

戦争直後のように、ストックが皆無で、国民のすべてが裸であったときには、裸の状態ですべてを考えてよかった。しかし、今日では、老人1人暮して、貯金もなにもなければ、収入が2万円以下に下がれば、ただちに扶助される。しかし、貯金が30万円あれば、収入がゼロでも扶助されないという不合理が生じてしまっている。

西ドイツでは、そのような不合理を許さないために、扶助基準の引き上げに伴って、現金の保有限度を上げた。そして、その所得段階に一線を引いて、社会扶助を行なうのである。やはり、それは公的扶助の本道であるといえる。

(備考) 西ドイツでは1968年1月1日から、老齢年金額は前年の8.1%だけ増額された(ただし、その増額合計分の2.0%が医療保険料として差し引かれる)。この上昇が、1969年から70年の社会扶助の上昇のために、重要な条件となったことは、確実であろう。さらに、この年金の上昇は、掛金率の上昇によって支えられており、それは1970年には平均17%とされている。そして、このような高い掛金を受け入れられるのは賃金が十分に高いからであり、そして、それがまた、扶助基準の大幅上昇を可能にしている。常用労働者の賃金が高いので、イギリスのように、ウェッジ・ストップというような姑息手段を必要としないのである。

いわば、西ドイツの場合には常用労働者の賃金水準が高いから、したがって老齢年金の水準も高くなっているから、扶助基準を確実にあげていくことができたといえるのである。だからといって、わが国の場合に、老齢年金が低すぎ、常用労働者の下層には大量の低所得層があるから、保護基準を上げなくてもよいというような弁解はなりたない。その上昇が、たいへん困難だけれども、むしろ大幅に上昇させねばならない。

西ドイツでは、前掲表のように、被保護者数は激減してきている。そこで、さらに扶助基準を改正して、その数をいっそう減していこうということになった。この考え方は、わが国の場合とまるで違う。したがって、追加加算の適用や収入認定あるいは資産調査に当たっても、できるだけ有利になるように計っている。それは実施例のケース・レコードを読んでも分かることである⁵⁾。

西ドイツのケース・レコードによる実施状況の紹介は、与えられた頁数がつきたので、別の機会にゆずりたい。

附 1970年の改訂について

1970年6月1日で基準の改訂が行なわれたが、その焦点は、マーケット・バスケットの大改正であった。つぎの表に1962年以来、使われていたものと、今回のものとを比較しておいた。一見し

5) P. A. Nelles u. R. Werner "Praktische Fälle zum Bundessozialhilfegesetz" 1962.

て分かるように、従来のものは世帯主の男と女についてだけマーケット・バスケットが組まれていて、他の世帯員はマーケット・バスケットはなかったが今回は世帯員も性別年齢別にマーケット・バスケットが組まれている。第二に、品目の種類が非常に豊富になり、とくに食物の場合は非常に多くなっている。

そこで、従来のマーケット・バスケットを使って、物価を1969年平均で計算すると、世帯主男で140.81DMになるので、今次の改訂による173.67DMは、実に23.3%の上昇になる。1~3歳児、4~6歳児では2.5%、2.3%と幅が少ないが、他はいずれも大きく、世帯主女では24.8%の上昇である。これが、マーケット・バスケットの改正そのもののもたらした上昇なのである。

つぎに、従来はマーケット・バスケットに物価をかけて最低必要費を計算してから、これに物価上昇その他の分として10DM前後を追加していたが、今回はその分を栄養のところで世帯主20%、世帯員10%追加している。低所得層にとっては、食料の物価上昇がもっともこたえるので、こういう配慮がされたようである。

そこで、このマーケット・バスケットによる額

が勧告案として公表された結果、各市町村はどういう改訂をしたかを、つぎの表に示しておいた。ノルドライン・ウエストファレン・ラントでは、世帯主が160DMになっている。マーケット・バスケットによる計算で、追加分のない額に、わずかの余裕をみただけになっている。勧告案の20%と10%という大幅の追加には、従いきれなかったようである。

さらに世帯員の年齢別基準は、法律の実施規則に示されてある%の枠をはずすことができなかったのも、若干のくい違いができた。

しかし、マーケット・バスケットを改正して、あるべき姿が示されているので、遠からず、このギャップは埋められるだろう。

このように、実施されたものは、やや不満であったが、前年の世帯主142DMから160DMに上がったのだから、100対113の上昇になる。西ドイツの状況からいって、きわめて大きい上昇であった。

このマーケット・バスケットその他の表は、郵便がおくれて本稿執筆後に到着したので、附として追加した。本文で説明不足のところを補うことにした。

A マーケット・バスケットの比較

品名	世帯主(男女)	成人(男女)	1歳以下	1〜3	4〜6	7〜10	11〜14 (男)	11〜14 (女)	15〜20 (男)	15〜20 (女)
I 栄 養	1962—1970. 5	1970. 6. 1→								
パ ン (黒)	} 5100 g	2385 g	—	300	1000	1900	2700	2150	3250	2400
(雑)		2385	—	300	1000	1900	2700	2150	3250	2400
白パン	600	1135	—	500	1000	850	1000	900	1400	1000
焼パン	300	1000	—	500	600	850	1000	900	1400	1000
ビスケット	—	—	1000	600	—	—	—	—	—	—
パンケーキ	—	720	—	300	400	500	800	700	1000	800
小麦粉	1000	640	—	100	300	600	800	700	900	900
押ヒキ割麦	60	40	200	250	200	60	90	70	90	90
米	200	160	—	100	100	180	250	230	250	250
メン類	} 250	85	—	75	100	100	125	115	150	150
マカロニ		85	—	75	100	100	125	115	150	150
燕 麦	100	55	200	250	200	80	120	100	120	120
強力粉	—	100	200	200	100	80	100	80	100	100
プディング粉	45	55	200	150	100	70	90	90	90	90
スープ粉	1袋	—	—	—	—	—	—	—	—	—
コ－ヒー	90 g	—	—	—	—	—	—	—	—	—
豆 類	200 g	155	—	—	100	180	250	250	250	250
馬鈴薯	11500	6100	—	3000	6000	9000	9000	9000	12200	9200
白キャベツ	} 1000	200	—	—	100	200	300	250	350	300
チリメンキャベツ		220	—	—	100	200	300	250	350	300
花キャベツ		230	300	300	300	200	300	250	300	300
赤キャベツ	} 800	200	—	—	—	50	100	80	100	100
カブ等		360	1700	2700	1400	550	500	500	550	500
に ら		650	—	—	100	300	550	500	550	550
玉ネギ	600	410	—	—	200	300	500	400	500	500
サラダ菜	900	360	—	—	200	400	450	450	550	480
サヤインゲン	300	160	—	—	100	250	300	250	300	300
エンドウ	—	20	—	—	50	80	100	80	100	100
トマト	400	350	—	200	200	470	500	470	550	500
キウリ	—	280	—	—	—	250	350	300	400	350
野菜カンヅメ(エンドウ)	800	285	—	—	100	275	375	325	400	375
“ (インゲン)		285	—	—	150	275	375	325	400	375
“ (野菜)		250	—	—	100	275	375	325	400	375
“ (アスパラガス)		250	—	—	100	275	375	325	400	375
ホーレン草	300	70	—	100	200	100	150	100	150	150
その他野菜	900									
リンゴ	1200	1660	1000	1200	1200	1200	1500	1500	2100	2100
サクランボ	} 500	220	—	100	100	125	200	200	300	300
スモモ		220	—	100	100	125	200	200	300	300
バナナ	6	690	1000	540	540	560	720	720	950	950
イチゴ	} 400	180	—	200	200	200	200	200	300	300
ブドウ		280	—	—	100	200	300	300	400	400
レモン	—	160	—	120	120	130	160	160	200	200
オレンジ	—	690	1000	540	540	560	720	720	950	950
乾リンゴ	—	—	—	—	50	100	100	100	100	100
	—	150	—	150	50	100	150	150	200	200
モ モ	—	75	—	75	25	50	75	75	100	100
パイナップル	—	75	—	75	25	50	75	75	100	100
落花生	—	40	—	—	50	100	100	100	100	100
果物缶詰(リンゴ)	90	—	—	—	—	—	—	—	—	—

品名	世帯主(男女)	成人(男女)	1歳以下	1~3	4~6	7~10	11~14 (男)	11~14 (女)	15~20 (男)	15~20 (女)
ジュース	1962—1970. 5 750	1970. 6. 1→ —	—	—	—	—	—	—	—	—
粉末ジュース	60	—	—	—	—	—	—	—	—	—
砂糖	1250	1170	850	600	700	900	1300	1300	1700	1500
ママレード	250	130	—	100	100	150	200	200	200	200
ハチミツ	—	90	—	50	100	100	150	150	150	150
チョコレート	50	155	—	50	100	180	200	200	200	200
フルーツボンボン	—	110	—	50	50	100	180	180	180	180
ココア	—	—	—	100	100	70	70	70	70	70
焼肉用牛肉	} 400	200	—	50	150	150	200	175	300	250
シチュウ用牛肉		200	—	50	150	150	200	175	300	250
焼豚	—	255	—	50	150	150	225	215	350	275
豚肉	600	225	—	50	150	150	225	215	350	275
こうし肉	50	70	300	100	80	80	100	80	100	100
鯨肉	—	175	—	—	100	100	150	130	250	200
兎肉	—	175	—	—	—	100	150	130	250	200
スープ用鶏	160	370	—	100	200	200	300	280	400	350
臓物	—	180	—	—	—	100	150	130	200	200
ベーコン	120	135	—	—	—	100	150	130	250	200
ハム	50	70	—	—	70	80	100	80	150	100
牛肉缶詰	—	85	—	—	—	70	100	80	100	100
コーンビーフ	—	45	—	—	—	70	100	80	150	100
こうしフランクフルト	} 850	225	—	50	85	175	235	225	360	275
豚肉フランクフルト		225	—	50	85	175	235	225	360	275
鳥肉フランクフルト		360	—	80	140	220	380	360	580	440
サラミ	—	90	—	20	40	70	100	90	150	110
羊肉	20	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鮮魚(鱈)	320	330	—	200	300	320	400	350	400	400
塩干魚	70	45	—	—	—	50	100	60	100	100
トマトソース煮魚	—	175	—	—	100	180	200	180	200	200
くんせい	—	60	—	—	—	50	100	60	100	100
魚ソーセージ	210	—	—	—	—	—	—	—	—	—
卵	10st	15	—	10	10	10	15	10	15	15
生牛乳	9500	6130	18000	15250	14100	12100	12100	12100	12100	12100
コンデンスミルク	500	1235	—	—	—	2000	2000	2000	2000	2000
ヨーグルト	—	140	—	—	150	150	150	150	150	150
サクレ	—	120	—	—	100	100	100	100	100	100
凝乳	450	545	—	100	250	300	500	500	600	600
生チーズ	300	325	—	—	—	50	200	150	300	200
エダムチーズ	100	150	—	—	100	100	100	100	150	150
半脂肪チーズ	50	150	—	100	100	100	100	100	150	150
ドイツバター	300	570	400	250	300	500	600	570	700	650
マーガリン	1000	600	—	100	180	400	650	620	750	700
ココナツバター	50	90	—	—	50	50	100	90	125	100
ラード	50	100	—	—	—	50	100	90	145	100
植物油	100	175	—	—	50	100	150	90	200	1

	世帯主	世帯主 (男)	世帯主 (女)	成人 (男)	成人 (女)	1歳 以下	1~3	4~6	7~10	11~14 (男)	11~14 (女)	15~20 (男)	15~20 (女)
II 光 熱	1962—1970.5	1970.6.1→											
ガス基本料金	1カ月分	1カ月分	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ガスメーター料金	18cbm	18cbm	18	4	4	20	6	6	3	3	3	3	3
電気基本料金	1カ月分	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
電気使用料	7 kWh	16	16	3	3	2	2	2	2	2	2	2	2
電 球	60W 0.083	75W 0.083	0.083	0.042	0.042	0.042	0.042	0.042	0.042	0.042	0.042	0.042	0.042
III 衣 料 類													
靴修繕		0.083	0.083	0.083	0.083	—	0.06	0.06	0.167	0.167	0.167	0.167	0.167
靴ズミ	0.167	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
布地(リネン)	0.167	0.167	0.167	0.167	0.167	0.083	0.083	0.083	0.083	0.083	0.083	0.083	0.083
糸		0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
スポーツシャツ		0.098	—	0.098	—	—	—	—	—	—	—	0.068	—
かっぽう衣	0.083	—	0.083	—	0.083	—	—	—	—	—	—	—	0.042
少女服		—	—	—	—	0.042	0.042	0.042	0.042	0.042	0.042	—	—
靴下類 男	0.25	0.25	—	0.25	—	—	—	—	—	—	—	0.25	—
” 女	0.5	—	0.5	—	0.5	—	—	—	—	—	—	—	0.5
” 子供		—	—	—	—	—	0.167	0.167	0.167	0.167	0.167	—	—
下衣類 男	0.167	0.167	—	0.167	—	—	—	—	—	—	—	0.167	—
” 女	0.0167	—	0.167	—	0.167	—	—	—	—	—	—	—	0.167
” 男の子		—	—	—	—	0.333	0.333	0.333	0.333	0.333	—	—	—
” 女の子		—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.167	—	—
毛 糸	0.150	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
小物類 男	0.042	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
” 女	0.042	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
作業衣	0.083	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
コーヒー茶碗皿	0.5	1.0	1.0	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
IV 保 健 衛 生													
石 鹼	1	1.2	1.2	1.2	1.2	0.5	0.5	0.5	0.75	0.75	0.75	0.75	0.75
ひげそり石鹼	男 0.5	0.5	—	0.5	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ひげそり器	男 1	1	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—
歯みがき	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	—	0.3	0.3	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
歯ぶらし		—	—	—	—	—	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08
小児用油		—	—	—	—	0.08kg	—	—	—	—	—	—	—
おしろい		—	—	—	—	0.08	—	—	—	—	—	—	—
小児用粉		—	—	—	—	0.67	0.03	0.03	—	—	—	—	—
クリーム	0.25	0.25	0.25	0.25	0.25	0.3	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.16	0.16
綿		—	—	—	—	0.08	0.004	0.004	—	—	—	—	—
洗面タオル	0.167	—	—	—	—	0.33	0.1	0.1	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08
櫛		—	—	—	—	0.16	0.05	0.05	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04
男子理髪	1	1	—	1	—	—	0.8	0.8	1	1	0.5	1	1
女子整髪	1	—	1	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の理容	1	2	2	2	2	1	2	2	2.5	2.5	2.5	3.0	3.0
洗濯石鹼	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	—	—	—	—	—	—	—	—
粉石鹼(粗)	0.5	0.7	0.7	0.7	0.7	0.56kg	0.175 ^{kg}	0.175 ^{kg}	0.175 ^{kg}	0.175 ^{kg}	0.175 ^{kg}	0.175 ^{kg}	0.175 ^{kg}
” (密)	1	0.3	0.3	0.3	0.3	0.24kg	0.075 ^{kg}	0.075 ^{kg}	0.075 ^{kg}	0.075 ^{kg}	0.075 ^{kg}	0.075 ^{kg}	0.075 ^{kg}
洗 剤	—	1	1	0.5	0.5	—	—	—	—	—	—	—	—
馬毛のぶらし	—	0.2	0.2	0.05	0.05	—	—	—	—	—	—	—	—
靴クリーム	1	0.5	0.5	0.5	0.5	—	—	—	—	—	—	—	—
化学消毒	0.083	0.230	0.230	0.230	0.230	—	—	—	—	—	—	—	—

	世帯主	世帯主 (男)(女)		成人 (男)(女)	1歳以下	1~3	4~6	7~10	11~14 (男)(女)		15~20 (男)(女)		
V 雑品	1962—1970.5	1970.6.1→											
便せん封筒 (50枚ずつ)	0.5袋	0.1	0.1	0.1	0.1	—	—	—	—	—	0.1	0.1	
郵便切手	2回分	4	4	1	1	—	—	—	—	—	2	2	
玩具	—	—	—	—	—	0.25	0.25	0.25	0.25	0.25	—	—	
学費	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1	1	1	
新聞	1	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
電車・バス	4回	6	6	4	4	—	—	—	2	2	2	4	4
単行本	—	1	1	0.5	0.5				0.25	0.25	0.25	0.5	0.5
映画・芝居切符	1	0.5	0.5	0.5	0.5				0.25	0.25	0.25	0.5	0.5
旅行切符		1	1	1	1				0.25	0.25	0.25	0.25	0.25
組合費	1	0.5	0.5	0.25	0.25							0.25	0.25
贈物	—	1.25	1.25	0.625	0.625							0.625	0.425
コーヒー	0.125kg	0.3kg	0.3kg	0.1kg	0.1kg								
タバコ	50g	50g	50g	50g	50g								
ビール	1lit	3lit	3lit	1lit	1lit								

B 1969年の西ドイツ連邦内の平均物価で計算した金額

	合計 (DM) (世帯主100の指数)	栄養	光熱	衣料と洗濯	保険衛生	個人雑費
世帯主・単身者	173.41 (156.52) 100	101.35 (84.46)	13.62	7.57	15.63	35.24
成人世帯員	133.07 (124.62) 77	92.91 (84.46)	1.63	6.69	13.94	17.90
1歳以下	56.54 (53.22) 33	36.51 (33.19)	6.48	3.43	3.61	1.51
1~3	65.33 (60.80) 38	49.84 (45.31)	2.14	4.73	7.11	1.51
4~6	79.02 (73.24) 46	63.53 (57.75)	2.14	4.73	7.11	1.51
7~10	111.30 (103.48) 64	86.00 (78.18)	1.21	5.84	9.50	8.75
11~14	129.29 (119.77) 75	104.81 (95.29)	1.21	5.84	8.68	8.75
15~20	159.02 (147.46) 92	127.21 (115.65)	1.21	6.85	10.16	13.59

(注) 栄養の額には2%を廃棄調理の損失分として追加し、さらに余裕分として世帯主では20%、世帯員は10%が追加されている。この余裕分を除くと、世帯主の合計は156.52DMになる。
表で()の数字はこの余裕分の追加をしていないもので、栄養の廃棄調理損失分としての2%の追加だけのものである。

C 実施の決定した基準 (1970.6.1)

	世帯主 (100%)	18歳以上 (75~80%)	14~17 (85~90%)	7~13 (70~75%)	6歳以下 (45~50%)
Dortmund, Detmolt	160	128	144	120	80
Düsseldorf, Essen, Köln, Bonn その他大部分	(142)	(113)	(127)	(106)	(71)
Aachen 地域の8市町村	160	124	140	116	76
	(142)	(113~107)	(121~127)	(103~106)	(64~71)

(注) () は 1969.6.1 のもの。